

# 情報提供

那医発第 427 号  
令和 7 年 1 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
担当理事 上間 一  
担当理事 安里 千文



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「介護関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1545 号 F  
令和 7 年 1 月 28 日

各地区医師会 介護保険担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 涌波 淳子  
(公印省略)

## 介護関係通知文の送付について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より通知がありましたので、本通知を以っておりお知らせすると共に、概略を以下に説明申し上げます。

- ① については、介護事業所において、要介護高齢者等への効果的・効率的な口腔管理をより一層進めていただく事を目的に、厚生労働省より口腔連携強化加算に係るリーフレットが作成されたことをお知らせするものです。
- ② については、令和 7 年 4 月より、一部サービスにおいて身体拘束廃止未実施減算の経過措置期間が終了することを踏まえ、当該減算の取扱いについて Q&A が作成されたことをお知らせするものです。
- ③ については、令和 6 年度より義務化となった業務継続計画 (BCP) の策定等について、策定後の研修、訓練及び見直しに関するオンデマンドセミナーが開催されることをお知らせするものです。
- ④ については、介護保険の標準段階の第 1 段階及び第 4 段階の所得基準の一部について、基準所得金額が 80 万円から 80.9 万円に見直され、本年 4 月 1 日から施行されることをお知らせするものです。

なお、下記当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	第 1752 号	R7.1.20	口腔連携強化加算に係るリーフレットについて
②	第 1763 号	R7.1.22	高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A の周知について
③	第 1764 号	R7.1.23	介護事業者のための業務継続計画 (BCP) 策定後の研修及び訓練に関するオンデマンドセミナーの開催について (周知依頼)
④	第 1783 号	R7.1.24	介護保険法施行令の一部を改正する政令の交付について (通知)

沖縄県医師会庶務課 賀教  
TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089  
shomu@mLokinawa.med.or.jp